

15年4月以降の入札・契約制度の改善について（別紙）

1 電子入札の開始

実施策	実施内容
電子入札の段階的導入	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加希望票の提出から入札・開札までをインターネットで行う電子入札を、財務局発注の大規模工事案件から開始し、その結果も踏まえ、16年度にシステムを全局展開します。 (16年度は一定範囲の契約案件を対象)

2 良質な品質の確保

○ 工事成績評定の積極的な活用【15年4月以降の評定から】

実施策	実施内容
工事成績の厳正な評定	<ul style="list-style-type: none"> 工事成績評定マニュアルの充実と評価技法の向上を図ります。 工事履行結果の判定を的確に行い、優良企業及び不良企業を選別していきます。

○ 工事成績不良企業等に対するペナルティの強化【15年4月から】

実施策	実施内容
指名停止措置の強化	
(1)工事成績不良企業への措置強化	<ul style="list-style-type: none"> 評定点60点未満を取った場合、要綱上の上限（6月）を12月まで延長します。
(2)連続して不良点を取った企業へは特に厳正に対応	<ul style="list-style-type: none"> 3年以内に成績不良を繰り返すなど悪質なケースは、最大24月まで措置します。
(3)「手抜き工事」への措置強化	<ul style="list-style-type: none"> 粗雑工事についての指名停止措置を新設します。（12月まで）
(4)虚偽申請者に対する措置強化	<ul style="list-style-type: none"> 電子化を踏まえ、資格審査等で虚偽申請があった場合の措置を新設します。（12月まで）
資格審査の格付の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 評定点55点未満を取った場合、1年間の引下げを行います。

○ 工事成績優良企業に対するインセンティブ【15年4月以降に工事を完了する案件から】

実施策	実施内容
優先指名の取扱いの強化	・ 評定点75点以上を取った場合、これまで以上に優先的に指名していきます。
資格審査の格付の引上げ	・ 評定点80点以上を取った場合、相手の意向を確認した上、格付上、1年間の優遇をします。

○ 指名停止情報、工事成績評定結果の公表【15年4月以降に行う指名停止等から】

実施策	実施内容
すべての指名停止情報の公表	・ 指名停止を行った場合、東京都ホームページで、「指名停止を受けた企業名」、「指名停止を受けた理由」、「指名停止の期間」等を公表します。
工事成績評定結果の公表 (試行)	・ 大規模工事については、成績評定結果を閲覧に供します。 ・ 優良工事(評定点75点以上)については、「工事件名」、「施工企業名」等をホームページに掲載します。

○ 適正な履行を確保するための方策

実施策	実施内容
「契約保証金免除」に係る取扱いの変更 【7月以降の発注案件から】	・ 施工能力のない企業が受注することを防ぎ、確実な履行を担保するため、「低入札価格調査」を行って落札した相手方については、契約保証金の免除を行いません。
入札参加条件の見直し (特定建設業許可の条件化) 【7月以降の発注案件から】	・ 大型工事の発注に当たって、施工上、一定金額以上の下請負契約の締結が見込まれる場合には、原則として、「特定建設業の許可を有していること」を入札参加条件とします。
重点的な施工管理 (低価格での落札案件) 【4月以降の契約締結案件から】	・ 「低入札価格調査」を行って落札した案件では、監理技術者等の配置状況、安全対策等を重点的に調査するなどして、施工管理に特に万全を期していきます。
入札参加有資格者に対する実態調査の実施 【随時実施】	・ 入札参加有資格者の正確な情報を把握するため、経営状況、受注状況等について、必要に応じて実態調査を行い、施工能力のない企業の排除を進めていきます。

○ 共同企業体方式（JV方式）工事での取扱いの見直し【平成15年4月以降の発注案件から】

実施策	実施内容
JV方式工事案件で入札までの間に構成員が欠けた場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価一般競争入札など希望申出から入札までが標準より長期にわたる案件では、必要に応じて、代表構成員以外の者が経営不振等、都からの指名停止により欠けた場合、新たな構成員の入れ替えを認めていきます。